第10回品質保証検討会　議事録

1．日時　平成16年6月16日（水）　13:30～17:00

2．場所　虎ノ門パストラル新館5F　マグノリア

3．出席者（敬称略，五十音順）

出席委員　：唐澤主査（東京電力），岩田（核燃料サイクル開発機構），柿山（九州電力），齋藤（三菱電機），島津（北海道電力），首藤（電源開発），白崎（関西電力），鈴木（中部電力），須藤（日本原子力発電），清野（原子力安全・保安院），辰巳（北陸電力），中野（原子力安全基盤機構），南條（東北電力），渡邊（東京電力）

代理委員　：今橋（日立製作所　小嶋代理），梅津（富士電機システムズ　高橋代理），佐藤（東芝　矢作代理），三浦（三菱重工業　今村代理），宮口（石川島播磨重工業　三枝代理），宮田（東京電力　穴原代理），山田（中国電力　吉岡代理），山地（四国電力　増田代理）

欠席委員　：結城（原子力安全・保安院）

オブザーバ：伊東（三菱原子燃料），示野（電気事業連合会），南（内閣府原子力安全委員会事務局）

事務局　　：池田，上山，国則（日本電気協会）

4．配付資料

資料No.10-1　第9回品質保証検討会　議事録（案）

資料No.10-2　JEAG4121原案の改定について

資料No.10-3　「JEAG4121原子力発電所における安全のための品質保証指針（運転段階）（仮称）」制定案に対するコメント対応（案）

資料No.10-4　JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針（運転段階）（仮称）制定案

資料No.10-5　「JEAC4111-2003原子力発電所における安全のための品質保証規程」講習会でのアンケートへの回答（案）

資料No.10-6　「JEAC4111-2003原子力発電所における安全のための品質保証規程」質疑応答集（案）

5．議事

(1) 検討会委員の自己紹介と会議定足数の確認

出席委員が自己紹介の後，出席委員数が，議案決議の条件として委員の 3 分の 2 以上

の出席が必要という，定足を満たしていることが確認された。

(2) 第9回品質保証検討会　議事録（案）について
資料No.10-1 第9回品質保証検討会議事録（案）については，5月10日に電子メールで委員に配信後一部修正された内容が紹介され，この内容で正式な議事録とすることが全員の賛成で承認された。

(3) JEAG 4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針（運転段階）（仮称）制定案について
渡邊品質保証作業会主査より，資料 No.10-2～10-4 に基づき JEAG 4121 制定案の内容が紹介された。議論の結果，以下の方針が提案され承認された。

- 制定案のタイトルは,JEAC4111 適用のための指針であることが明確になるよう変更する。
- 下記の資料に関する議論を踏まえて内容を修正のうえ，制定案を次回の品質保証分科会に上程する。

資料に関する主な議論の内容は以下のとおり。[(Q) 質問，(A) 回答，(C) コメント]

・資料No.10-2について

(C) 本資料は検討会向けの資料であり，分科会や規格委員会向けの説明用には，経緯などの説明内容を追加修正する必要がある。

(C) 「4.検討会コメント反映などについて」の始めの，原則の方針を記載した 6 つの●は，1つ目を除いてすべて反映しないという結論になっているが，実際に対応案を見ると反映したコメントの比率が高いので，ネガティブな内容に受け取られすぎないように，記載を工夫するのがよい。また，例示の追記等の要望に関しては，今後内容を充実させて行く予定の質疑応答集での対応も考えられるという説明を追加するのがよい。

(C) 「4.検討会コメント反映などについて」の「併せて，第3部に関しては,・・・」以降2つ目の●「解説において，追加要求と受け取られかねないものは見直す。」の内容は第2部にもあてはまるものであり，記載場所などを修正すること。

(Q) JEAG4121 では，例示はあくまでも具体的な運用事例として明確にしており，例示はなるべく多い方が分かりやすいのではないか？

(A) 指針の構成で例示の位置付けを明確にしてはいるが，それでもなお例示だけを実

施すればよいのかと勘違いする可能性もあるため，例示の記載も注意深く吟味した。ただし，前回の大幅な内容修正時に例示の数を減らしたが，今回の修正ではほとんど減らしておらず，現在の記載で適切であると考える。

(C) 「4.検討会コメント反映などについて」の「併せて，第3部に関しては，・・・」以降 3 つ目の●「例示の追記等の・・・」と最後の●「例示については・・・」の違いが不明確であり，今回最後の●の観点で削った例示はないと思われるので，不要であればこの記載を削除すべき。

(C) 今後運用の中でうまく例示を活用できるように，委員各位の協力を願いたい。

(C) 「4.検討会コメント反映などについて」の「併せて，第3部に関しては，・・・」以降 4 つ目の●に「引用文献からの記載部分の部分的修正は，その性質上，対応できない。」とあるが，必要であれば内容を修正し引用の表示をやめることも可能であり，記載を修正した方がよい。

(C) 記載は修正する。一方，ここで引用した部分的修正とは，すべて「てにをは」に関するエディトリアルなコメントであり，技術的な内容の修正を求めるものではなかった。

・資料No.10-3について

(C) コメントNo.25の2つ目の対応案は，制定案の修正内容に合わせて修正すべき。

(C) コメント No.37 の「2.7.2」に対する対応案は記載しているが，「7.1 の意図(2)」に対する対応案が記載されていない。制定案「7.1 業務の計画」の（解説）(1)の最後の文，「但し，6 つの業務に関する計画書等は，必ずしも個々に作成する必要はなく，また，その作成のタイミングも・・・・」を修正した内容の説明も加えるべき。

(Q) コメント No.106，107 の「7.3.7 設計・開発の変更管理」の（解説）(1)では，インプットの変更については触れないのか？

(A) インプットの変更は当然変更管理の対象となるが，当たり前なのであえて従来の記載を復活はしなかった。

(Q) コメントNo.126で，従来の記載の追加が却下されているが，従来の記載のような適用を行う場合は個々に理由付けをする必要があるか？

(A) 従来の記載はかなり特殊なケースを想定したものであり，追加はしなかったが，このような適用を行うかについては，各事業者で判断し必要があればその理由を明確にすればよいと判断する。

(Q) コメント No.130 で，ラベルの貼付が必須ではないという記載の追加が却下されているが，例示として追加する方が分かりやすいのではないか？
(A) 「測定機器の管理台帳に有効期限，又は次回校正日を明記する」という例示を追加したことで，意図は反映されていると考える。

(Q) コメント No.135 の，内部監査部門を監査することで，その独立性が削がれる点をどう防止するかという疑問に対して回答がなされていないのではないか？
(A) QMS の中では独立監査部門もひとつの組織に過ぎず，当然内部監査の対象となる。

・資料 No.10-4 について
(C) 資料 No.10-3 のコメント No.12 で第 2 部と第 3 部の重複を避けるよう第 3 部を見直すとあるが，第 3 部 7.3 が見直しされていないので，修正する。

(C) 追加要求と受け取られかねない解説の記載は見直すとあったが，2.9.1 や 2.9.2 の「・・・すべきである」の表現や,2.10.3 の「・・・必要がある」の記載は，要求事項と取られる可能性があるので，記載を見直すよい表現はないか。
(C) 第 2 部全体の記載見直しとなると難しいので,「2.指針の構成」で第 2 部の意味合いを詳しく説明するのがよい。

(C) JEAG4121 の内容はあくまでも JEAC4111 の解説であり，タイトルも内容に見合ったものにする方がよい。(挙手による確認の結果,出席者 22 名中 21 名の賛成があり，タイトルは JEAC4111 適用のための指針であることが明確になるよう変更することとなった。）また，タイトルから「(運転段階)」は削除してもよいのではないか。具体的な名称については，関係者で案を作成し分科会に諮ることとする。

(Q) 以前の案に比べ，原子力発電所固有の記載が減っているが，核燃料加工施設や再処理施設等を適用除外とする必要はあるか？
(A)「6.3 原子力施設」の記載内容や JEAC4209-2003 の参照など，内容は原子力発電所を念頭に置いた記載となっており，核燃料加工施設や再処理施設等は適用除外でよい。

(Q) 表 2.2-2 の 4.2.2 の分類は，JIS Q 9001 も正当な理由があれば適用除外が認められる点から，A ではなく B ではないか？また，8.2.2 の分類は要求事項の内容から B ではなく C ではないか？
(A) 4.2.2 は，適用除外を認めないという差を考慮して，B に近いが A でよい。8.2.2

は原子力安全への取り組みと独立監査組織の有無を考慮して,CではなくBでよい。

(4) 「JEAC 4111 原子力発電所における安全のための品質保証規程」講習会でのアンケートへの回答（案）および質疑応答集（案）について［主査代行：宮口委員］

渡邊品質保証作業会主査より，資料 No.10-5, 10-6 に基づき JEAC 4111 講習会でのアンケートへの回答案および質疑応答集案の内容が紹介された。議論の結果，以下の方針が提案され承認された。

- 資料No.10-5について分科会に承認用に上程するか，参考資料とするかで意見が分かれたが，No.10-5, 6とも下記の資料に関する議論を踏まえて内容を修正のうえ，品質保証分科会に上程し，No.10-5についてはその扱いも決定いただく。
- 資料No.10-6は，今回の承認後ただちに出版はせず，今後現場での運用を踏まえてQ&A的な情報を収集する仕組みの構築も検討するが，その受け皿としてこの資料を充実させ，ある程度の量Q&Aが集まった時点で出版する。
- 資料No.10-5, 10-6の内容に追加コメントある場合は，極力修正案とともに6月18日（金）12:00までに事務局までメールで連絡する。

資料に関する主な議論の内容は以下のとおり。［(Q) 質問，(A) 回答，(C) コメント］

(C) 資料No.10-5, P-3, T1の14, 18をまとめた回答案には，従来の18に対する回答案の内容が含まれておらず，追加する必要があるか検討すること。

(C) 講習会テキストそのものを分科会で審議していないが，資料 No.10-5 を分科会に諮るべきか？

(C) 利用者側の観点に立てば，質疑応答集に入るか入らないかによらず，問い合わせた内容であり，あえて資料No.10-5の扱いを区別すべきではない。（挙手による投票の結果，No.10-5, 10-6 とも分科会に諮るが 11 票，上程は No.10-6 のみとしNo.10-5は参考資料とするが8票，No.10-6のみとしそれ以外の質問は質問者に個別に回答を返すが1票であった。）

(C) 資料 No.10-6 の発行組織名は「社団法人　日本電気協会　原子力規格委員会　品質保証分科会」とする。

(C) 「テキストP150」や「講習会P100」など，講習会テキストを参照する表現は削除して一般的な質問内容にすべき。

(C) 「GEのシックスシグマ」というような私企業の固有名詞は削除すべき。

(C) 資料No.10-5, P-5, T1-11の回答案「7.1の説明に7.3は不要なので修正します」の記載は，適切に修正すること。

(C) 資料 No.10-5, P-5, 多数と記載ある「・具体例を増やしてほしい・・・」に対する対応（案）欄が，JEAG4121第2部2.2となっているが，該当しないため斜め線にすること。

以　上